

遺族基礎年金等の子の延長

(平成7年4月から)
改正前では、18歳になった翌月から支給が受けられなかったのが、改正後では、高校を卒業するまで支給期間が延長されました。



障害等級に3年以上

該当しなかった場合の取扱の改善

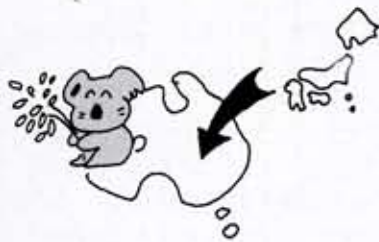


(平成6年11月9日から)
改正前は3年以上障害等級の3級以上に該当しないと年金が失権しますが、これを65歳まで支給停止とすることにより、再発したり障害が重くなった場合は再び年金が支給されるようになりました。

短期在留外国人への

脱退一時金の支給

(平成7年4月から)
国民年金の第1号被保険者として保険料納付済期間が6カ月以上ある外国人で、年金を受けられない人が、帰国後2年以内に請求した場合に支給されます。



高齢任意加入の特例

(平成7年4月から)
従来、高齢任意加入は65歳まででしたが、加入期間が不足している方について、基礎年金の受給資格を満たすことができるよう、70歳まで任意加入できるようになりました。(平成7年4月1日において40歳を超える方が対象となります)



第3号被保険者の届出の特例

改正前では、サラリーマンの奥さんの届出を遅れて行うと直近の2年間はさかのぼって保険料納付済期間に算入されませんが、それ以前の期間は算入されませんでした。特例期間中に届出を行えば、この期間が特例で保険料納付済期間に算入されます。また、届出が終わって3号未納がある方も届出をすれば、納付済期間に算入されます。

特例届出期間 平成7年4月～平成9年3月



国民年金が変わりました

本格的な高齢化社会の到来を目前に控え

長期的に安定した年金として将来にわたり

給付と負担の均衡を図るため

昨年年金改正が行われました。

お問い合わせ
市民部
保険年金課
年金係
(内線 218)

20歳前の障害による障害基礎年金の所得制限の改善

(平成7年8月から)
20歳未満で障害になった場合の障害基礎年金の所得制限が緩和されます。

改正前：年収483・2万円を超えると全額支給停止
改正後：年収600万円までは年金の2分の1支給停止
年収600万円を超えると全額支給停止



お知らせ

毎週火・木曜日、市民相談室で年金相談をおこなっています。お気軽に、お立ち寄りください。

障害基礎年金の支給の特例

(平成6年11月9日から)

昭和61年3月末までに、初診日のある傷病により障害のある人が、当時の障害年金の支給要件には該当しなかった場合でも現在の支給要件に該当すれば障害基礎年金が支給されるようになりました。ただし所得制限があります。

遺族基礎年金における生計維持の認定基準の引き上げ

(平成6年11月9日から)

遺族基礎年金等における生計維持の認定の基準が年収600万円から年収850万円に引き上げられました。

年金教育資金貸付制度の創設 (平成6年11月9日から)

10年以上国民年金に加入した人の親族が、高校大学等に入学または在学する場合、入学金、授業料、在学中の国民年金保険料など教育資金(学生1人当たり50万円)を年金福祉事業団から借りることができます。

死亡一時金の改善 (平成6年11月9日から)

保険料納付済期間	改正前	改正後
3年以上15年未満	100,000円	120,000円
15年以上20年未満	100,000円	145,000円
20年以上25年未満	100,000円	170,000円
25年以上30年未満	126,500円	220,000円
30年以上35年未満	160,000円	270,000円
35年以上	200,000円	320,000円

保険料が変わりました

月額11,700円に変わりました。

前納払いにすると、定額なら3,390円のお得です。

	月額円	年額円	前納円
定額保険料	11,700	140,400	137,010
定額+付加	12,100	145,200	141,690

